# 理容師法第四条の二第一項及び美容師法第四条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令 （平成十二年厚生省令第九十一号）

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第四条の二第一項及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条の二第一項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年四月三日から適用する。

# 附則（平成一二年五月二九日厚生省令第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年五月二二日厚生労働省令第一一〇号）

この省令は、平成二十年六月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。